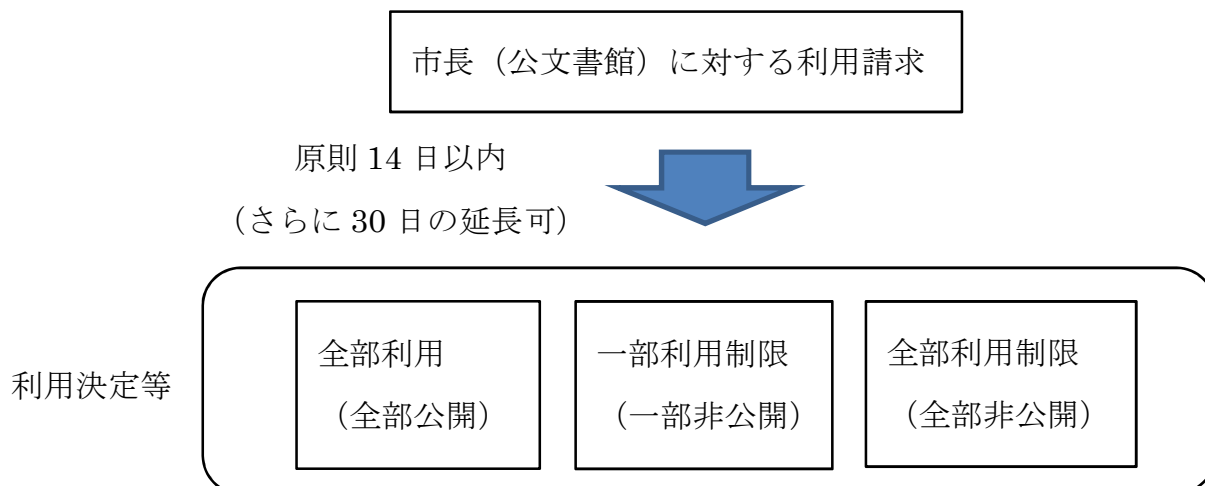


特定重要公文書の利用決定等に係る異議申立てと公文書管理審議会への諮問について

1 特定重要公文書の利用決定等と異議申立て

(1) 利用請求から利用決定等までの流れ



(2) 異議申立て

ア 利用請求者からの異議申立て

利用決定等の通知から 60 日以内に、一部利用制限及び全部利用制限に対して異議申立てを行う。

イ 第三者からの異議申立て

次のような場合に第三者からの異議申立てがあり得る。

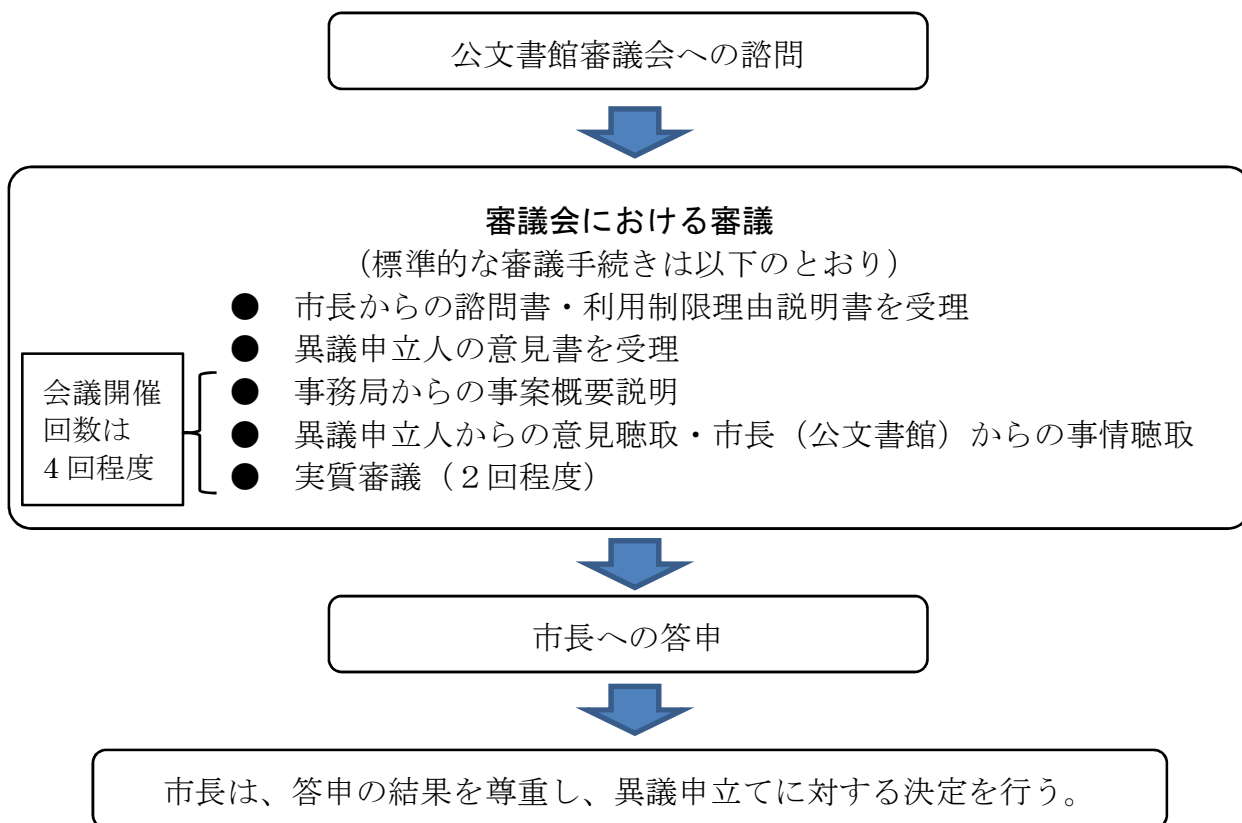
特定重要公文書に第三者の個人情報等が含まれる場合に、公文書館が利用決定をしようとするときは、第三者に意見書提出の機会を与える。

当該第三者が利用に反対する意見書を提出

それでもなお利用決定する場合は、当該第三者に通知し、利用決定後 2 週間以上の期間を置いてから利用請求者に利用させる。

上記の 2 週間の間に、第三者が利用決定に対する異議申し立てを行う。

2 公文書管理審議会における審議等



3 部会設置に関する規程

札幌市公文書管理条例

第34条

公文書管理審議会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会を置くことができる。

2 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

【参考】 国の例

内閣府公文書管理委員会（委員数7人）に特定歴史公文書等不服審査分科会（委員数3人）を設置

4 関係例規

別紙のとおり

異議申立てに係る公文書管理審議会の審議 関係例規

札幌市公文書管理条例

(異議申立て及び公文書管理審議会への諮問)

第26条 利用決定等（第21条第3項又は第22条第2項の規定により特定重要公文書を利用させない旨の決定があったとみなされた場合における当該あったものとみなされた決定を含む。）について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てがあったときは、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、札幌市公文書管理審議会に諮問しなければならない。

- (1) 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 決定で、異議申立てに係る利用決定等の取消し又は変更をして、当該異議申立てに係る特定重要公文書の全部を利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定重要公文書の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

(部会)

- 第34条 審議会は、その指名する委員3人以上をもって構成する部会を置くことができる。
- 2 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(異議申立てに係る審議会の調査審議手続等)

- 第35条 審議会は、必要があると認めるときは、市長に対し、異議申立てに係る特定重要公文書（以下「対象特定重要公文書」という。）の提示を求めることができる。この場合において、市長は、審議会の求めを拒んではならない。
- 2 前項に定めるもののほか、審議会は、異議申立てに係る事件に関し、異議申立人、参加人又は市長（以下「異議申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
 - 3 審議会は、異議申立人等から申立てがあったときは、異議申立人等の不利益にならないことが明らかである場合等その必要がないと認められる場合を除き、当該異議申立人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 4 異議申立人又は参加人は、前項の規定により意見を述べるときは、審

- 議会の許可を得て、補佐人と共に出頭することができる。
- 5 異議申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。
 - 6 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第1項の規定により提示された対象特定重要公文書を読覧させ、第2項の規定による調査をさせ、又は第3項の規定による異議申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。
 - 7 異議申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の読覧又は複写を求めることができる。この場合において、審議会は、当該読覧又は複写を求めた異議申立人等以外のものの利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その読覧又は複写を拒むことができない。
 - 8 審議会は、前項に規定する読覧又は複写について、その日時及び場所を指定することができる。
 - 9 この条に規定する調査審議の手続は、公開しない。ただし、審議会が認めた場合は、公開することができる。
 - 10 審議会は、異議申立てに係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを異議申立人及び参加人に送付するものとする。

(準用)

第36条 前条(第10項を除く。)の規定は、第34条第2項の規定により部会の決議をもって審議会の決議とする場合について準用する。

札幌市公文書管理審議会規則

(部会)

- 第4条 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。
- 2 部会長は、部会を代表し、部会の事務を統括する。
 - 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
 - 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項中「過半数」とあるのは、「過半数(委員3人をもって構成する部会にあつては、全員)」と読み替えるものとする。